2016年度 三重県女子サッカーリーグ要項

- 1.主 催 一般社団法人三重県サッカー協会
- 2.主 管 一般社団法人三重県サッカー協会 女子委員会
- **3.期 日** 平成28年6月~平成28年12月
- **4.目 的** 県内における女子サッカーの技術向上と普及、他チームとの交流を目的とする。
- **5. 競技方法** ①11 チームによる総当たりとする。
 - ②試合は、60分ゲームとする。(延長なし)
 - *ハーフタイムは、前半終了時から後半開始時間で10分間とする。
 - *炎天下等の給水タイムは各試合の主審の判断による。
- 6. 競技規則 ①平成28年度、公益財団法人日本サッカー協会競技規則に準ずる。
 - ②試合球は、5号球持ちよりとする。
 - ③登録選手数の制限は無いが、各試合の登録は 18 名までとし、7 名を交代可能とする。(自由な 交代なし)
 - ④1チームの競技者が7人未満になった場合、『0-6』不戦敗とする。(競技規則第3条より)
 - ⑤退場・警告については、以下のように定める
 - ・警告累積が2回となった選手は、次の1試合に出場できない。
 - ・退場を命じられた選手は少なくとも次の1試合は出場できない。 その出場停止期間は規律委員会で裁定する。
- **7. 参加チーム** ◆三重高校(松阪市)
 - ◆楠クラブレディース(四日市市)
 - ◆四日市西高校(四日市市)
 - ◆四日市南高校(四日市市)
 - ◆ミナスFC(四日市市)
 - ◆ヴィアティン三重レディース(桑名市)
 - ◆鈴鹿グローリー (鈴鹿)
 - ◆伊勢FC Puro (伊勢市)
 - ◆みえ高田FC(津市)
 - ◆高田短期大学(津市)
 - ◆津田学園(桑名市)
- 8. 参加資格 ①平成28年4月末現在 公益財団法人日本サッカー協会登録チーム及び選手とする。
 - ②5/15までに2016年度の登録選手名および登録番号が明記された一覧表をメールにて提出する。 ③中学生以上の女子に限る。
 - ④選手証を携帯のこと。(本部に確認を求められた場合はすぐに開示でき様にする事) メンバー表は試合開始前までに本部に1部、対戦チームに1部提出すること。

[追加登録]

- a) 追加登録は、各チーム県リーグ最終節の1か月前までとする。
- b) 追加登録選手の出場は、委員会へ提出し、受理後とする
- c) リーグ参加チーム同士の移籍選手の出場は、移籍登録完了後 (Web登録) 1ヵ月後とする。 (尚、これを違反した場合は、チーム最終順位を最下位とする)
- d) 追加登録は、指定の書類とWeb登録画面のコピーを事務局へ送付する。

- 9. 参加料 ¥5,000-(2016年度)
- 10. 順 位 順位は、下記の順序によって決定する。
 - ① 勝ち点(勝3・分1・負0)
 - ② 得失点差(得点一失点)
 - ③ 総得点
 - ④ 勝率 (総勝数÷総負数)
 - ⑤ 当該チームの勝負
- 11.表 彰 ①優勝チームは三重県サッカー協会より表彰をする。
 - ②得点王、年間優秀選手は三重県サッカー協会より表彰する。
- 12. 東海リーグ入替戦への参加
 - ①三重県女子サッカーリーグのチームで、東海女子サッカーリーグへのチャレンジ戦への参加希望チームは、三重県女子サッカーリーグ開幕前に、その旨を三重県サッカー協会女子委員会に連絡し、東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦の参加資格を得る。
 - ②三重県女子サッカーリーグ上位チームで、協会の推薦を得たチームは(1チーム)は東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦へ参加できる。複数の場合は決定戦を行う。
 - ③東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦1位チームは、次年度東海女子サッカーリーグに昇格、 2位チームは、東海女子サッカーリーグ2部5位チームと入替戦を行い、勝利したチームが次 年度東海女子サッカーリーグに昇格する。
- 13. **運** *当番チームは会場及び本部設営、試合終了後のグラウンド整備・清掃等まで責任を持つが、 グランド設営・整備・清掃は当番チームに限らず会場にいる全員で行う。
 - *当番チームは第4審判、記録を行い、試合結果を確認する。 得点及び得点者、警告を審判、両チーム監督に確認し、サインをもらう。
 - *各チーム監督から優秀選手(相手チームから1名)を聞きメールにて報告する。
 - *当番チームは、試合結果及び得点者を当日中に事務局にメールにて報告する。 全記録用紙は、事務局へ早めに郵送、またはPDFファイルにてメールすること。
 - *雨天、その他による当日の試合中止は、当番チームが試合開始3時間前を目安に事務局・各チームへ連絡すること。

試合当日のAM6:00 に暴風雨警報が発令中の場合は試合を中止とする。

- *雷等で試合の中断による再試合等の決定は当該チームで話し合いの上決定し事務局へ報告する。 *やむおえない理由により、日程通りに試合が開催できない場合には当該チームへ連絡の上、事 務局に連絡、許可を得て予備日にて開催する。(当該チームにてグランド確保、日程調整)
- 14.審 判 主審は審判服を着用のこと。(4級以上が望ましい、ライセンスのない選手は不可) 副審は選手を可とする。(育成目的) ただし審判服を原則着用とし、審判服の変わりにビブスで も可とする。
- 15. 規律委員会 高橋泰代女子委員長他女子委員会役員にて構成する。